

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【 法人用 】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」（人格のない社団等を除く。）及び「登録番号」が公表されます。

※ 人格のない社団等で「本店又は主たる事務所の所在地」の公表を希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出する必要があります。

第1-(3)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

初葉「事業者区分」、次葉「免税事業者の確認」欄の記載について判断できない場合は、「[登録申請書の書き方フローチャート](#)」に判定フローがありますのでご利用ください。

いいえ	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 次葉のBへ
はい	<input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 次葉のAへ
<input type="checkbox"/> 新規開業等した事業者	
<p>事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 右の□枠内を記載し次葉のDへ</p> <p>※ 課税期間の初日と令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、同年10月1日となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者</p> <p><input type="checkbox"/> 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者</p>	
税理士署名	

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする法人以外の法人で、資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（消費税法上の「新設法人」をいいます。）、特定新規設立法人又は「消費税課税事業者選択届出書」の提出により、課税期間の初日から課税事業者に該当する場合は、こちらに□を記載してください。

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする法人以外の法人で、上記の新設法人に該当しない法人、特定新規設立法人に該当しない法人又は「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税期間の初日から課税事業者に該当しない場合は、こちらに□を記載してください。

【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の「**登録要件の確認**」欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例

【法人用】

初葉の「事業者区分」欄で、「免税事業者」又は、新規開業等した法人等で「事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者」を選択した方は、「免税事業者の確認」欄のいずれかにチェックを入れてください。

記載の ○免税事業者：A欄→B欄→C欄の順に記載
順序 ○課税事業者：B欄・C欄のみ記載（A欄は記載不要）

氏名又

A
免
稅
事
業
者
の
確
認

該当する事業者の区分に応じ、□に印を付し記載してください。
a 次のとおり以外で例えば免税事業者である課税期間中の登録を受けようとする事業者（登録開始日から納付）

※ 以下の□枠内に記載し（登録希望日欄の記載をお忘れなく）

個人番号		
事業内容等	(個人事業者の場合) 生年月日 (法人の場合) 設立年月日 事業内容	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成 年 月

b 登録を受けようとする課税期間が課税事業者で、その翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請書を提出する事業者（申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請書を提出する場合は、この場合は、登録を受けようとする課税期間が課税事業者で、申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請書を提出できなかつた方）は、□に印を付けてください。

※ 次はB欄①の質問へ

C 翌課税期間が課税事業者で、申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請書を提出できなかつた方

※ 次はC欄①の質問へ

B
登
錄
要
件
の
確
認

① 課税事業者です（登録を受けると、消費税の申告が必要になります）。

※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、登録を受けると課税事業者となるため、「はい」を選択してください。

② 納税管理人を定める必要のない事業者です。

（国内に住所や本店等を有し、かつ、今後も有する場合は「はい」に印を付して、次の質問③へ。
「いいえ」の場合は、次の質問②」にも答えてください。）

納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項）

【個人事業】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合

【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

②' 納税管理人の届出をしています。

③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。

（加算税や延滞税は「罰金」ではありません。「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）

③' その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

C
相
続
に
よ
る
事
業
承
継
の
確
認

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。

（「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）

適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署

□ はい □ いいえ

②の質問へ

□ はい □ いいえ

③の質問へ

□ はい □ いいえ

□ はい □ いいえ